

令和3年6月1日

プログラム著作物登録をご利用の皆様

プログラム登録に関する証明の請求について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当財団の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

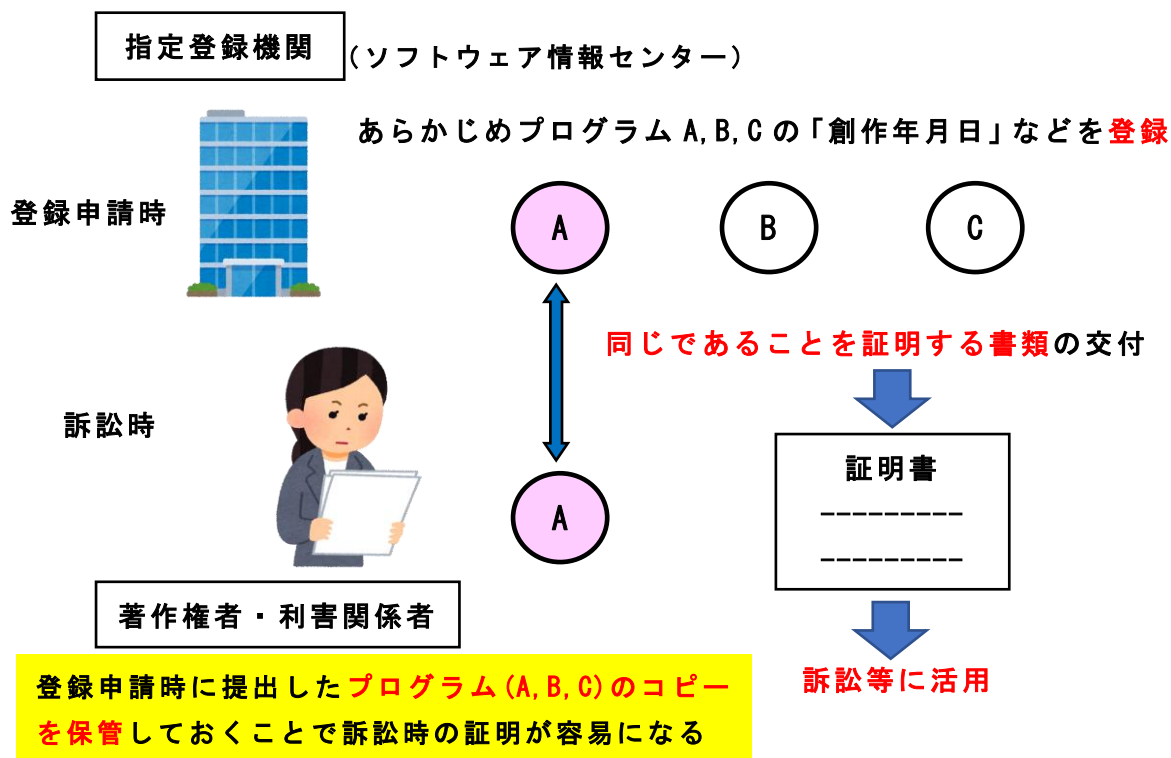
さて、この度「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」第4条が改正され、新たな制度が創設されました。これは、プログラムの著作物に関し、著作権者等の利害関係者が、自らの保有する記録媒体に記録されたプログラムの著作物が当該プログラム登録がされた著作物であることの証明を請求できる制度です。この改正により、登録による事実関係（例：創作年月日）の推定効果を確実に享受できるようになります。

この制度を有効に活用して頂くため、登録申請時に提出するプログラム著作物の複製物のコピーを申請者側でも保管し、将来の訴訟等に備えて頂けると証明が容易になります。

この制度へのご理解ご利用をどうぞ宜しくお願い申し上げます。

敬具

証明の請求制度



手続きの詳細はホームページ掲載の『プログラム登録の手引き』をご覧ください。

<問い合わせ先> 一般財団法人ソフトウェア情報センター 著作権登録部
TEL : 03-3437-3071 FAX : 03-3437-3398 E-mail : program@softic.or.jp
ホームページ : <http://www.softic.or.jp/touroku/index.html>